

保護者の皆様へ

令和7年度（2025年度）就学援助制度(新入学準備金申請)のお知らせ

八丈町教育委員会では、保護者が税金や国民年金等の減免を受けている場合や職業が不安定で低所得であるなどの経済的な理由により就学が困難である小・中学生に対し、その保護者へ学用品費や給食費等の援助をしています。それらの援助のうち、令和8年度の入学に必要な「新入学学用品費」を「新入学準備金」として入学前に支給します。

なお、援助を受けるためには、教育委員会の認定が必要です。申請書を教育課庶務係に提出してください。

1 援助を受けられる方

申請理由		備考
①	町民税が非課税の方	所得割額・均等割額ともに0円の方
②	固定資産税を減免された方	理由が火災、地震等の災害によるもの
③	個人事業税を減免された方	令和6年度または7年度に減免された方が対象
④	国民年金保険料を減免された方	保護者全員が国民年金保険料を減免されていること
⑤	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	保護者全員が国民健康保険料を減免・猶予されていること
⑥	児童扶養手当の支給を受けている方	児童手当、特別児童扶養手当とは異なる
⑦	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	令和6年4月1日以降に決定を受けた方が対象
⑧	生活保護を停止または廃止された方	世帯状況の変更や指示違反による停止・廃止者は除く
⑨	雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方	手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は除く
⑩	①～⑨に該当しないが、経済的に困っている方 所得基準額以下の方 ※所得審査を行います。	

申請理由①～⑨のどれかに該当する方
4 申請に必要な添付書類（手続き）へ

申請理由⑩で申請される方
⇒ 4 申請に必要な添付書類（手続き） → 6 申請理由⑩で申請される方 へ

2 申請方法

- ▶ オンライン申請、または書面での提出が必要です。
※書面での申請を希望の場合は、教育課庶務係（八丈町役場2階 21番窓口）にて申請書を配布しています。

提出書類	就学援助申請書兼世帯状況票 及び 添付書類	
提出場所	オンライン申請 / 書面：教育課庶務係（八丈町役場2階 21番窓口） ※学校では受付られません。	
申請期限	令和7年12月19日（金）まで	
結果の通知時期	2月末予定（教育委員会から保護者に送付）	

3 援助の内容

- ▶ 本申請は「新入学学用品費」のみの申請になります。その他については、4月以降に通常申請を行う必要があります。

支給内容	対象学年	小学生	中学生
新入学学用品費	新1年生	57,060 円	63,000 円
学用品費ほか		16,680 円	67,100 円
給食費		44,000 円	62,000 円
学用品費ほか	2年生以上	21,710 円	69,370 円
宿泊活動費		3,690 円	6,210 円
給食費（※学年によって異なります）		50,400 円	60,340 円
卒業アルバム代	小6・中3年生	11,000 円	10,000 円

4 申請に必要な添付書類（手続き）

➤ 複数の申請理由に該当する場合は、どれか一つの申請理由が確認できる証明書類を添付してください。状況により、記載している書類以外の証明の提出を求める場合があります。

申請理由	証明書類	
	町民税が非課税の方	町民税の申告手続きが必要です。詳しくは税務課課税係にお問い合わせください。※申告がない場合は、所得不明により申請を取り消すことがあります。
①	※生計を一にする世帯全員が所得割額・均等割額ともに0円である場合に対象となります。※令和7年度の町民税が非課税の方が対象です。	令和7年1月1日に八丈町に在住されていた方 令和7年1月2日以降に八丈町に転入された方
②	固定資産税を減免された方 ※新築住宅減額は対象外です。	○固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知（コピー） ※令和7年度分を提出してください。
③	個人事業税を減免された方	○個人事業税減免決定通知書（コピー） ※令和7年度分を提出してください。
④	国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に対象となります。（保護者全員分の書類が必要です。）	い ず れ か ○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（コピー） ○国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書（コピー） ○（上記のいずれもないとき）年金事務所が発行する証明書（原本） ※申請日現在で減免を受けていることを証明する書類を提出してください。
⑤	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	○国民健康保険料（変更）決定通知書（コピー） ※令和7年度分を提出してください。 ※どちらの場合も、全体をコピーしたものがが必要です。
⑥	児童扶養手当の支給を受けている方 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」とは違います。ご注意ください。 ※児童扶養手当を受けている児童生徒が対象です。	い ず れ か ○児童扶養手当証書（名前・住所が確認できるページのコピー） ○児童扶養手当認定通知書（コピー） ※申請日現在で支給を受けていることを証明する書類を提出してください。 ○（上記のいずれもないとき）児童扶養手当受給証明願（原本） ※申請日時点での支給額が記載されているもの。
⑦	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	○生活福祉資金貸付決定通知書（コピー） ※令和7年4月1日以降に貸付決定を受けたことを証明する書類を提出してください。
⑧	「雇用保険被保険者手帳」を有する日雇労働者の方 ※申請日が有効期間内に含まれている方が対象です。	○雇用保険被保険者手帳（名前・住所・有効期限が確認できるページのコピー） ※手帳を有する方以外の保護者の所得の証明が必要です。（①もしくは⑨をご参照ください。）
⑨	生活保護を停止または廃止された方	○生活保護停止・廃止決定通知書（コピー） ※令和7年4月1日以降に停止または廃止されたこと及びその理由を証明する書類を提出してください。
⑩	①～⑧に該当しないが、経済的に困っている方 ※案内に記載している所得基準額以下の方が対象です。	町民税の申告手続きが必要です。詳しくは税務課課税係にお問い合わせください。※申告がない場合は、所得不明により申請を取り消すことがあります。 令和7年1月1日に八丈町に在住されていた方 令和7年1月2日以降に八丈町に転入された方

5 ひとり親家庭の確認

➤ 申請理由①・④・⑤・⑧・⑩については、申請者がひとり親の場合、申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要です。※令和7年度のひとり親・寡婦控除を申告済の場合は書類添付は必要ありません。

事由	証明書類（コピーでも可）
ひとり親家庭医療証を交付されている	○ひとり親家庭医療証
令和6年1月1日以降に配偶者が死亡	○住民票除票、死亡者が記載された戸籍など
離婚が成立している	○申請者の戸籍（※）、離婚届受理証明書（申請日より3カ月以内に受理されたもの）など
離婚調停中等である	○調停申立書など
遺族年金を受給中である	○直近の年金振込通知書 ※4月1日現在、もしくは申請日現在の受給を証明する書類
その他	○申請者の戸籍（※）、領事館等発行の独身を証明する書類など

※戸籍の場合は、申請日現在で申請者がひとり親であることが確認できるよう、申請者本人の「個人事項証明（抄本）」又は「全部事項証明（謄本）」（3カ月以内に発行されたもの）を提出してください。（お子さまの戸籍、離婚日の記載は無くてもかまいません。）

- ▶ 生計を一にする世帯全員の令和6年中（令和7年度）の合計所得金額が、世帯の人数及び住宅の所有状況に応じた【所得基準額】以下の方が認定となります。

【所得基準額】※令和7年度の内容です。基準金額の目安は、世帯人数や家族の年齢構成等により異なります。

世帯の人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	208万円	263万円	303万円	330万円	379万円	418万円
	持家	150万円	199万円	239万円	266万円	310万円	342万円

申請者又は生計を一にする世帯員が、賃貸契約書の借主であることの確認書類の提出があれば、借家等の基準で審査します。また、持家でも、土地に地代が必要で、その地代について賃借契約している場合は借家等になります。

【「借家等」に関する確認書類】※契約者は申請者あるいは申請書に記載されている家族であることが必要です。

町営住宅	町営住宅入居者収入等認定通知書（コピー）、納入通知書（コピー）など
その他	○賃貸契約書（契約者名・当該住宅の住所・契約期間又は入居開始日・支払家賃額が記載されているもの）（コピー）など

生計を一にする世帯全員とは、同居している方全員のことです。まだ、同居していなくても、税法上、保護者の扶養親族や健康保険の被保険者になっている方、父母等が単身赴任等により別居している場合も含まれます。審査対象となるのは、令和7年4月1日現在で18歳以上の方（平成19年4月1日以前に生まれた方）です。

所得金額は、所得種類により異なります。給与所得者は、前年中の源泉徴収表の「給与所得控除後の金額」、事業所得者は「年間収入額」から必要経費を差し引いた金額です。なお、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある場合、所得額から10万円を控除します。

- ▶ 令和6年中の所得が所得基準額を超える場合でも、次のような《特別な事情》がある場合は、令和7年中の見込所得により審査します。

① 失業の場合

主たる生計維持者が、令和6年度から令和7年度までに、厚生労働省が定める特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する事由により離職（失業）し、申請日現在、失業の状態が継続している場合は、離職票、雇用保険受給資格者証等により失業の事実を確認したうえで、離職時の源泉徴収票、雇用保険受給資格者証等により算出した令和7年中の収入見込を所得に換算した額と、他の審査対象者の前年の所得との合計を審査の対象とします。ただし、認定日は離職日の翌日以降となります。

② 傷病等による休職・休業の場合

主たる生計維持者が、令和6年度から令和7年度までに、傷病により休職・休業し、申請日現在、休職・休業の状態が継続している場合は、傷病手当の受給証等により休職・休業の事実を確認したうえで、各月の給与明細及び傷病手当の受給証等により算出した令和7年中の収入見込を所得に換算した額と、他の審査対象者の前年の所得との合計を審査の対象とします。ただし、認定日は休職・休業の開始日以降となります。

③ 失業・休職・休業の後、現在就業している場合

主たる生計維持者が、令和6年度から令和7年度までに、上記①又は②の事由により失業又は休職・休業した後、申請日現在就業している場合、①又は②の収入見込に、就業後の各月の給与明細等により算出した令和7年中の収入見込を加算し、それらの収入の合計を所得に換算した額と、他の審査対象者の前年の所得との合計を審査の対象とします。ただし認定日は離職日の翌日又は休職・休業の開始日以降となります。

- ▶ **”所得の申告”**は、本来、所得のなかった方や町民税・都民税が非課税の方については不要ですが、**就学援助の申請のためには原則として必要です。**

（所得の申告は、税務課課税係（11番窓口）で受付しています。）

税法上の控除対象配偶者及び扶養親族については“所得の申告”をされていない場合、実際の所得に関係なく、一律38万円の所得があったものとして取り扱います。

所得として38万円を加算しても【所得基準額】を超えない場合は手続不要ですが、実際の所得が38万円未満（0円を含む）であるにもかかわらず、所得として38万円を加算することによって【所得基準額】を超えてしまう場合は、控除対象配偶者又は扶養親族であっても、

“所得の申告”の手続きが必要です。

前年中に課税対象の収入がなかった方は、税務課課税係（11番窓口）で申告手続きができます。

7 お問い合わせ先

- ▶ 裏面の「よくある質問」を確認いただき、その上で不明点がありましたら、教育課庶務係（21番窓口）、もしくは下記連絡先までお問い合わせください。※学校では対応できません。

教育課庶務係 就学援助担当

電話番号：04996-2-7071

メール：kyoiku@town.hachijo.tokyo.jp

8 よくある質問

Q1 申請はどこでできますか？

- 表面記載のQRコード、もしくは八丈町公式サイトに記載のURLよりオンラインにて申請いただけます。
A 書面での申請を希望される方は、教育課庶務係（八丈町役場2階 21番窓口）にて申請書を配布しています。
書面の申請書は必要書類と合わせて、教育課庶務係にご提出ください。

Q2 兄弟姉妹がいますが、それぞれに申請が必要ですか？

- A 小・中等、複数校に在籍されている場合も、申請書は1枚のみの提出で構いません。

Q3 期限までに全ての必要書類が用意できません。どうすればいいですか？

- 期限までに全ての書類が揃わない場合は、書面の申請書だけは期限内に提出してください。
A 申請書以外の必要書類については、整い次第、すみやかに提出をお願いします。
なお、必要書類の提出が確認できない場合は、申請を取り消す場合があります。その場合は、再申請が必要となり、認定日は再申請日を基準に決定いたします。

Q4 通常申請と新入学準備金申請の違いがわかりません。

- 新入学準備金は就学援助費の内、「新入学学用品費」について、入学前に支給を受けたい場合の申請となります。
A なお、新入学準備金の支給を受けなかった場合でも、「通常申請」において認定を受けた場合は、「新入学学用品費」も含め支給されます。

Q5 申請期限を過ぎてしまいましたが、今からでも申請はできますか？

- 申請種別により異なります。
A 通常申請：申請期限後でも提出可能です。但し、認定日は申請日の翌月以降になり、支給額は月割りとなります。
新入学準備金申請：申請期限後の提出はできません。通常申請にて申請してください。

Q6 申請後に世帯の状況が変わりました。何か手続きは必要ですか？

- A 世帯員の変更や転居・転校等、状況が変化した場合には、再申請が必要となることがあります。
詳しくは、教育課庶務係までお問い合わせください。

Q7 複数の申請理由に当てはまるのですが、どの理由で申請すればいいですか？

- A 申請理由②～⑨のいずれかに当てはまり、必要書類をすぐに用意できる場合は、そちらを優先してください。

Q8 申請理由⑩に該当するかどうかわかりません。

- A 申請理由⑩で申請いただいた場合は、所得審査を行います。所得審査により非認定となっても、他理由での再申請や、翌年度の申請は行えますので、該当するかどうかわからない場合も申請してください。

Q9 学用品費は、実際にかかった費用を支給してもらえますか？

- A 学用品費も含め就学援助費は表面に記載の通り定額での支給となります。

Q10 移動教室の費用を行事実施前に支給してもらえますか。

- A できません。行事の実施時期に関わらず、就学援助費の支給時期は11月（10月分まで）、翌年度4月（3月分まで）となります。